一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千九百四十六号尾張都市計画下水道事業五条川右岸流域下水道
三　事業施行期間　自平成五年十月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　平成五年建設省告示第千九百四十六号、平成九年建設省告示第二千百一号、平成十五年中部地方整備局告示第七十号及び平成十八年中部地方整備局告示第八十七号の事業地に一宮市小赤見字石田及び字秋吉、北小渕字北浦、字八幡、字田島、字大日、字南切及び字勝幡、浅野字白山、字水屋高及び字水法、南小渕字屋敷及び字貴船並びに千秋町浅野羽根字妙興寺を加える。
なお、一宮市千秋町浅野羽根字長楽寺地内における事業地の範囲を変更する。

○中部地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年九月十五日
中部地方整備局長　足立　敏之
一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第三百七十一号豊田都市計画及び西三河都市計画下水道事業矢作川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年二月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十三年九月十五日
近畿地方整備局長　上総　周平
一　登録番号
近畿地方整備局長　12
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社確認検査機構アネックス
三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	滋賀県、京都府、大阪府及び奈良県の全域
変更後	設計住宅性能評価　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域 建設住宅性能評価　滋賀県、京都府、大阪府及び奈良県の全域

(2)　変更年月日
平成二十三年九月一日

○近畿地方整備局告示第二百三十五号

大和川水系に係る指定区間外の一級河川大和川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。
その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年九月十五日
近畿地方整備局長　上総　周平
次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域。
（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十四年大阪府告示第九百三十三号に係る土地の区域のうち、法第六条第二項の区域に包含される土地の区域は廃止する。
次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域。
（図面省略）

○四国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月十五日
四国地方整備局長　川﨑　正彦
一(一)　道路の種類　一般国道
一(二)　路線名　五十六号
(三)(二)(一)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
伊予市大平字石原乙八六番四から同市大平字石原乙八五番一まで	前	一五・一八メートル～三〇・五三メートル	〇〇・〇九六キロメートル
	後	三三・四六メートル～三六・七八メートル	〇〇・〇九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月十五日
四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四二七番一から同町大川四四二五番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四二七番一から同町大川四四二五番一まで	

供用開始の期日　平成二十三年九月十五日

○北海道地方環境事務所告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十三年九月十五日
北海道地方環境事務所長　吉井　雅彦

氏名又は名称	住所
日本衛生株式会社	北海道札幌市清田区平岡一条一丁目一番四十号

○東北地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。
平成二十三年九月十五日
東北地方環境事務所長　鳥居　敏男